

社会福祉法人若杉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若杉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 理事長及び施設長等である理事で、特に在職中に功労があったことを理事会が承認した者に対し、慰労金を支給することができる。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2. 常勤の理事長等に対する退職一時金は、常勤の理事長等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の理事長等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める額
支給に係る詳細は「施設管理者等退職金・退職慰労金支給規程」に定める。
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人若杉会給与規程の規定に準ずる額
- (5) 常勤の理事長及び理事会が承認した功労者である施設長等に支給する慰労金については、別表4に定める額
支給に係る詳細は「施設管理者等退職金・退職慰労金支給規程」に定める。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表5に定める額
- (2) 非常勤役員等が(1)以外の職務のため出張した場合の交通費等は、「社会福祉法人若杉会役員等の旅費支給規則」により支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給方法は次の各号に定めるものとする。

- (1) 常勤の理事長に対する報酬等の支給方法は、「若杉会給与規程」正職員の規定に準ずる。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割り計算する。

4. 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年12月15日より施行する。

この規程の一部を改正し、平成31年 4月 1日より施行する。

別表1 理事長（常勤）の俸給表

等級	金額（月額）	7	800,000円
1	400,000円	8	850,000円
2	500,000円	9	900,000円
3	600,000円	10	950,000円
4	650,000円	11	970,000円
5	700,000円	12	1,000,000円
6	750,000円	13	1,100,000円
※上記の俸給表より理事会が決定した額 ※常勤の理事長が施設長を兼任する場合は、施設長の基本給（年齢給＋職能給）の額を減額して支給する。 ※昇給は理事会に諮って決定する。			

別表2 常勤理事長の賞与

6月の賞与	俸給月額×1.7か月分
12月の賞与	俸給月額×1.7か月分

別表3 常勤理事長の退職一時金

A. 平成12年度～平成30年度	俸給月額×3.25×在任年数
B. 平成31年度以降	俸給月額×2.1×在任年数

支給額=A+Bただし、上限を25,000,000円とする。

※在任年数は介護保険法が施行された平成12年4月1日から起算する。

※在任期間は、例えば12年5か月と11日の場合、退職時の俸給額×(12+5/12)×乗率とし、11日は換算しない。

別表4 常勤理事長及び理事会が承認した功労者である施設長への慰労金

支給額	10,000,000円の範囲内で理事会が承認した額
-----	---------------------------

別表5 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

業務	住所	報酬の額
評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤	京築地区在住の方	5,000
	京築地区以外に在住の方	15,000

(2) 理事

業務	住所	報酬の額
理事会への出席他、法人及び施設業務のための出勤	京築地区在住の方	5,000
	京築地区以外に在住の方	15,000

(3) 監事

業務	住所	報酬の額
理事会・評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤、監事監査のための出勤	京築地区在住の方	5,000
	京築地区以外に在住の方	15,000

(4) 評議員選任・解任委員

業務	住所	報酬の額
評議員選任解任委員会・評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤、	京築地区在住の方	5,000
	京築地区以外に在住の方	15,000
	施設職員	0